

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年10月14日 02時15分ごろ
発生場所	長崎県五島市女島 <sup>め</sup> 南西方沖 女島灯台から真方位211°84.5海里付近 (概位 北緯30°47.0′ 東経127°30.0′)
インシデントの概要	漁船第二十四かいせいは、操業中、裏こぎロープがプロペラ等に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十四かいせい、19トン NS2-10850（漁船登録番号）、開成水産株式会社 第292-52705号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力5、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、まき網漁の船団の灯船として操業中、投網後の網船の裏こぎを行う目的で、右舷船首から網船に裏こぎロープを渡して約20m伸ばし、南方に後進した後、船首を北東方から西方に向けようとした際、風の影響を受けて船首が東方に向いたので、前後進させて船首方向を北西方へ変えようとしていたところ、たるんだ状態になった裏こぎロープがプロペラに絡み、主機が過負荷状態となり停止した。 本船は、僚船により長崎県新上五島町 <sup>しんかみごとう</sup> 奈良尾 <sup>ならお</sup> 港にえい航された。
分析	本船は、操業中、右舷船首から裏こぎロープを網船に渡したあと伸ばし、前後進させて船首方向を変えようとした際、たるんだ裏こぎロープがプロペラ等に絡んだことから、主機が過負荷状態となって運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、右舷船首から裏こぎロープを伸ばし、前後進させて船首方向を変えようとした際、たるんだ裏こぎロープがプロペラ等に絡んだため、主機が過負荷状態となって運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、操業中、裏こぎロープの繰り出し状態を確認する人を配

	置して、漁具のロープがプロペラに絡まないよう注意すること。
--	-------------------------------